

# 詐欺・悪質商法に ご用心

ライフステージごとの

消費者被害を防ぎましょう



ライフスタイル  
ごとに

# 以下のような詐欺や

## ✓ 若者がだまされやすい詐欺・悪質商法の例

登録完了!  
¥98,000  
3日以内にお振込ください

!?



### ワンクリック詐欺

入会や登録をしていないのにそのサイトを見るだけで勝手に入会させられて、高い利用料金を請求される詐欺の事です。

### サクラサイト詐欺

「悩みを聞いてくれたら、報酬を支払う」等のメールが届き、返信すると有料サイトに誘導されて、ポイントを購入手続きをさせられてしまう商法です。約束しても、報酬をもらえることはありません。

### アポイントメントセールス

「景品が当たった」「あなたが当選した」「無料サービスします」「会ってお話したい」等と勧誘目的を隠して喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサービスを売りつける商法の事です。



あなたが当選  
致しました!

景品をお渡しするので  
一度会ってお話を...

サイトでは  
していません...

悩みを最後まで聞いてくださった方には  
100万円をお渡しします。  
↓このサイト内でお話しましょう  
<http://000.△△△...>



お金を払ったのに  
届かない...

### ネットオークション・通販詐欺

前払いを求められ、お金を振り込んでも商品が届かなかったり、全く違う商品が届き、電話やメール等の連絡ができなくなってしまう詐欺の事です。

## ✓ その他の詐欺・悪質商法の例

サービス料金未納  
xx,xxx円

身に覚えが  
ないけど...



### 架空請求詐欺

契約した覚えのない商品やサービスをあたかも「どこかで契約した」かのように見せかけ、「架空」の費目で請求し金品をだまし取る詐欺の事です。

1回だけの  
つもりだったのに!

定期コース  
¥10,000



※4回購入が条件の  
定期コースです

### 詐欺的な定期購入商法

「ダイエットサプリが100円」とスマホの広告を見てお試しのつもりで申し込むと、画面に「4回購入が条件」と小さな字で書いてあり、2回目からは高額な料金を請求され、解約もできません。



あわてず 1人でな

少しでも「おかしいな」「本当かな?」と思ったら、その

# 悪質商法に注意してください

## 高齢者がだまされやすい詐欺・悪質商法の例

### オレオレ詐欺

息子や孫、警察官などをかたって「今すぐお金が必要」などといってだまし取る電話を使った詐欺のことで、高齢者の家族を思う気持ちにつけ込んできます。



### サポート詐欺

パソコンの画面に突然、偽のセキュリティ警告画面を表示し、対策費用の名目で金銭や電子マネーをだまし取る詐欺が多発しています。電子マネーの支払は要注意!

### 催眠商法

日用品の無料配布や格安をうたったチラシなどで高齢者を会場に集め、言葉たくみに高額な商品を買わせてしまう商法です。



### 火災保険申請代行

「大雨等で被害を受けたことにして火災保険金を請求できる。負担なく修理できる」と勧誘し、申請サポートの名目で高額な請求をする商法です。



### マルチ商法

会員が新規会員を誘い、その新規会員からさらに別の会員を勧誘するという連鎖により、階層組織を形成、拡大する販売形態の商法のことです。ネットワークビジネスとも呼ばれています。販売業者の成功話と違って売れない商品を抱え込む等問題も多いです。



### 情報商材詐欺

「簡単に稼げる方法を教える」等、SNSで知り合った人から勧められたり、ネットで見て契約しても儲からず、相手と連絡も取れなくなってしまう。サイドビジネス商法ともいいます。



### フィッシング詐欺

有名企業を装ったメールを送信し、偽装されるURLをクリックさせることで個人情報取得しようとするオンライン詐欺のことで、偽のサイトとはいえ、見た目はそっくりに作られているため、それが偽のサイトであるということに気づくのが困難です。

いやや!  
やまず まず188

場で契約はせずに、最寄りの消費生活センターに相談しましょう!

# 悪質商法の被害にあわないための5か条

- 1 必要ないものは「いりません」とはっきり断る。**  
断ることは失礼にはなりません。
- 2 簡単にドアを開けず、まずは名前と訪問の目的を聞く。**  
訪問販売の販売員は、販売目的であること、社名と販売したい商品・サービスを告げる義務があります。
- 3 即断・即決は絶対ダメ!必ず誰かに相談する。**  
「今すぐ決めてください」などと迫ってきたら、断るのが安全です。
- 4 甘い言葉には裏がある。疑ってかかること。**  
「簡単にもうかります」「絶対に損はさせません」などの言葉が出てきたら警戒が必要です。
- 5 一人で悩まず、身近な人や相談窓口相談する。**  
しつこい勧誘や後悔している契約などは、一人で対処しようとせずに周囲の人の協力を仰ぎましょう。



おかしいな、困ったなと思ったら、ひとりで悩まず相談しましょう!



**消費者ホットライン 188 (いやや!)**

最寄りの消費生活センターや相談窓口につながります

市 町 村	電 話 番 号
大 分 市	☎097-534-6145
別 府 市	☎0977-21-1881
中 津 市	☎0979-22-1120
日 田 市	☎0973-22-9393
佐 伯 市	☎0972-22-3221
臼 杵 市	☎0972-63-8953
津 久 見 市	☎0972-82-2008
竹 田 市	☎0974-63-4834
豊後高田市	☎0978-25-6157

市 町 村	電 話 番 号
杵 築 市	☎0978-62-1808
宇 佐 市	☎0978-25-5581
豊後大野市	☎0974-22-1018
由 布 市	☎097-582-1298
国 東 市	☎0978-72-5183
姫 島 村	☎0978-87-2279
日 出 町	☎0977-73-3116
九 重 町	☎0973-76-3150
玖 珠 町	☎0973-72-7153

大 分 県	電 話 番 号
大分県消費生活・男女共同参画プラザ 〈アイネス〉	<b>097-534-0999</b>